(目的)

第1条 この要綱は、災害備蓄用兼PR用ボトルウォーター「淡如水」の頒布 に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(頒布方法)

- 第2条 淡如水の頒布は、災害対策及び上下水道事業PRの推進に資する公的 機関等市民の利便性に寄与する場所で行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般家庭(法人格の有無を問わず、営利活動を 行う組織及び個人並びに官公庁以外の購入希望者をいう。)から申込みがあ った場合、防府市上下水道局(以下「上下水道局」という。)において、代金 (消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)と引換えの方法で淡如水を頒布 する。ただし、防府市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)がやむ を得ないと認めたときは、配達の方法で頒布することができる。
- 3 市外から申込みがあった場合は、代金を記載した郵便振替払込請求書(手数料払込人払い)を同封し、運送業者による運送料着払いの方法で頒布する。 ただし、管理者が上下水道事業PRの推進が図れると認めたときは、配達の方法で頒布することができる。
- 4 前3項の規定による淡如水の頒布は、原則として24本入りケース単位で行う。

(有料頒布の代金)

- 第3条 淡如水の頒布は有料とし、次の各号の一に該当するときは、当該各号 に定める代金を徴収することとする。
  - (1) 消費税の軽減税率制度の適用対象となるとき。
    - 500mlボトル1本あたり 100円
  - (2) 前号に掲げるとき以外のとき。
    - 500mlボトル1本あたり 101円

(代金の減免)

第4条 管理者は次の各号の一に該当するときは、第3条に定める代金の全部 を免除することができる。

- (1) 管理者が認める上下水道事業のために淡如水を利用するとき。
- (2) 行政機関が行う災害発生訓練に淡如水を利用するとき。
- (3) 防府市(以下「市」という。)が主催し、市外からの参加者がある行事等の用に供するため、淡如水を利用するとき。
- (4) その他管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 管理者は次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める金額に代金を 減額することができる。
  - (1) 市が主催又は共催あるいは後援する行事等の用に供するため、淡如水を利用するとき。
    - 500m1ボトル1本あたり 50円
  - (2) 市内主要施設、又は公の施設等に設置された自動販売機において、市 又は上下水道局のPRを目的に淡如水を第3条に定める代金で有料頒布す るとき。
    - 500mlボトル1本あたり 94円
  - (3) その他の場所において、市又は上下水道局のPRを目的に淡如水を第 3条に定める代金以内で有料頒布するときの料金は、管理者が別に定める。
- 3 前2項の規定(ただし、上下水道事業に関して利用する場合を除く。)による淡如水の代金の減免を受けようとする者は、淡如水代金減免申請書(様式
  - 1)を管理者に提出しなければならない。

(申込み及び配達)

- 第5条 第2条第2項に定める購入希望者からの申込みは、上下水道局総務課 (以下「総務課」という。)において受け付けるものとする。
- 2 第2条第2項ただし書きに定める淡如水の配達は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 配達地域 防府市内。ただし、野島は三田尻港待合所渡しとする。
  - (2) 配達日時 配達は、受付日から概ね7日以内に行うものとし、配達時間は、防府市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)に規定する休日以外の日の午前9時から午後4時までとする。
  - (3) 代金の徴収 有料頒布代金は、配達した職員による徴収又は納入通知 書兼領収書による払込みとする。

(在庫管理)

第6条 淡如水の管理は総務課が行う。

2 淡如水の在庫に不足を生じるおそれがあるときは、総務課が補充する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前になされた手続きその他の行為は、この要綱の相当 規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

住所申請者氏名電話番号

## 淡如水代金減免申請書

「淡如水」頒布取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり淡如水の代金の 減免を申請します。

記

- 1 減免理由
- 2 利用行事(会議等)の名称
- 3 開催日時 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 開催場所
- 5 行事の内容(趣意書等がある場合は添付してください。)
- 6 主催、共催又は後援

主催:

共催又は後援:

- 7 有料頒布 する<sup>※</sup> (有料頒布代金は、1本税込み100円以内とする。) しない
  - ※軽減税率の適用対象外のときは、1本税込み101円以内とする。
- 8 希望数量 500ml 本